一　保安林の所在場所　大分県日田市上津江町川原字尖石四八六九の二、字中サコ五〇九三の一・五〇九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字ソ子五一二〇、五一二一・五一二二・五一二三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五一二三の三、五一二四、五一二五・五一二六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字百貫松五一四四の一、五一四四の二、五一四五、字竜専寺五一四六の一、字高ハゼ五三六九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町安井字久保田二一六、野中字長山二一四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町勝谷字上ノサキ二五八の一、二六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノサキ二五八の一（次の図に示す部分に限る。）、二六六の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡白浜町竹垣内字円谷四〇〇（次の図に示す部分に限る。）、四〇一、四〇二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市相賀字田地七八三、七八四、七九三の一（次の図に示す部分に限る。）、一一一九の一、字西畑一一〇七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田地七八三、七八四、七九三の一、一一一九の一、字西畑一一〇七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県玉野市渋川四丁目一五三七の三、一五三八の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市上津江町上野田字カタニタ七七三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町泉字トリガタ九一五の一から九一五の三まで・一〇二四の一・一〇二四の一二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二四の一四、別枝字日比原二七七〇の二・二七七〇の二五・二七七一の五一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上磯郡木古内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道松前郡松前町字原口二二五地先・二五八地先・二五九地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため